

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【公表番号】特表2018-515170(P2018-515170A)

【公表日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2018-022

【出願番号】特願2017-551288(P2017-551288)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/14

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月23日(2019.7.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内側リング表面と、外側リング表面とを備える、開放水晶体囊拡張リングであって、前記内側リング表面および前記外側リング表面は、一連の隆起特徴が密集し、前記特徴はそれぞれ、少なくとも1つの別個の縁を備え、前記内側リング表面の隆起特徴は、前記内側リング表面から前記リングの中心に向かって水平に突出する、リング。

【請求項2】

前記別個の縁は、鋭い縁である、請求項1に記載のリング。

【請求項3】

第1の端部と、第2の端部とをさらに備える、請求項1に記載のリング。

【請求項4】

前記第1の端部から延在する第1の弓状アームをさらに備える、請求項3に記載のリング。

【請求項5】

前記第2の端部から延在する第2の弓状アームをさらに備える、請求項3に記載のリング。

【請求項6】

前記第1の弓状アームはさらに、第1のアイレットを備える、請求項4に記載のリング。

【請求項7】

前記第2の弓状アームはさらに、第2のアイレットを備える、請求項5に記載のリング。

【請求項8】

前記第1の弓状アームおよび前記第2の弓状アームは、同一平面上にある、請求項5に記載のリング。

【請求項9】

前記外側リング表面の隆起特徴は、前記リングの幾何学的中心から離れる方へ前記リングの前記外側表面から水平に突出する、請求項1に記載のリング。

【請求項10】

前記特徴は、平行である、請求項1に記載のリング。

【請求項 1 1】

前記外側表面はさらに、垂直特徴を備える、請求項 1 に記載のリング。

【請求項 1 2】

前記内側表面はさらに、垂直特徴を備える、請求項 1 に記載のリング。

【請求項 1 3】

前記特徴は、界面接触デバイスを安定させるように前記界面接触デバイス上の対向特徴と結合されるように構成されている、請求項 1 に記載のリング。

【請求項 1 4】

前記界面接触デバイスは、眼内レンズインプラントまたはレンズ支持部インプラントである、請求項 1 3 に記載のリング。

【請求項 1 5】

前記安定させることは、回転抵抗を含む、請求項 1 3 に記載のリング。

【請求項 1 6】

前記開放水晶体囊拡張リングに固定された第 1 の端部と、囊切開縫を越えて延在する第 2 の端部とを有する固定要素をさらに備え、前記固定要素は、眼球の水晶体囊の前方に位置付けられ、その間に位置付けられた環状前囊フックを伴う、請求項 1 に記載の開放水晶体囊拡張リング。

【請求項 1 7】

前記固定要素の前記第 2 の端部は、眼球の強膜壁に取り付けられるように構成され、それによって、前記開放水晶体囊拡張リングは、概して、眼球の後房の中で前記開放水晶体囊を安定させてセンタリングする、請求項 1 6 に記載の開放水晶体囊拡張リング。